

# 2022年3月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

3月度の全体の相談受付件数は計119件で、前月度と比較すると51件増（新車関係23件増、中古車関係17件増、その他11件増）、対前年同月比では18件減（新車関係7件減、中古車関係8件減、その他3件減）となっています。前月と比較し、相談受付件数が大幅に増加していますが、年度末に出稿予定の広告表示等に関する問い合わせが増加したことが主な理由と考えられます。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約38%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約49%（22件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（35件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約48%（57件）を占めています。

【相談者の内訳・2022年3月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	67	41	11	119
広告代理店	29	10	6	45
メーカー系ディーラー	22	10	3	35
自動車関係団体	2	7	0	9
中古車専門店	2	8	1	11
中古車情報誌社	0	2	0	2
メーカー	9	1	0	10
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	3	3	1	7

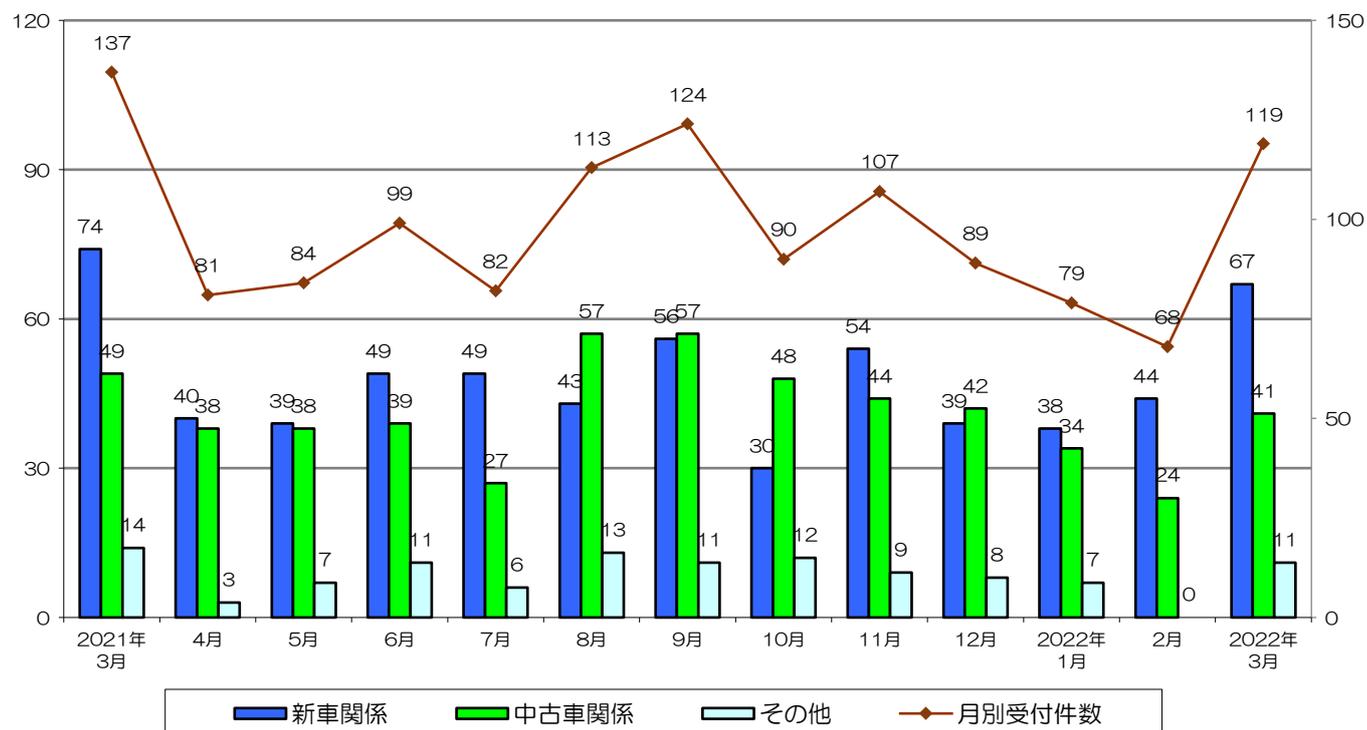


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	10
メーカー系ディーラー	22
中古車専門店	3
その他	10

【相談受付件数の推移・2021年3月～2022年3月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが58.2%、『特定事項』に関する問い合わせが18.2%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約76%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	55	82.1%	その他相談	2	3.0%
景品関係	10	14.9%	合計	67	100.0%

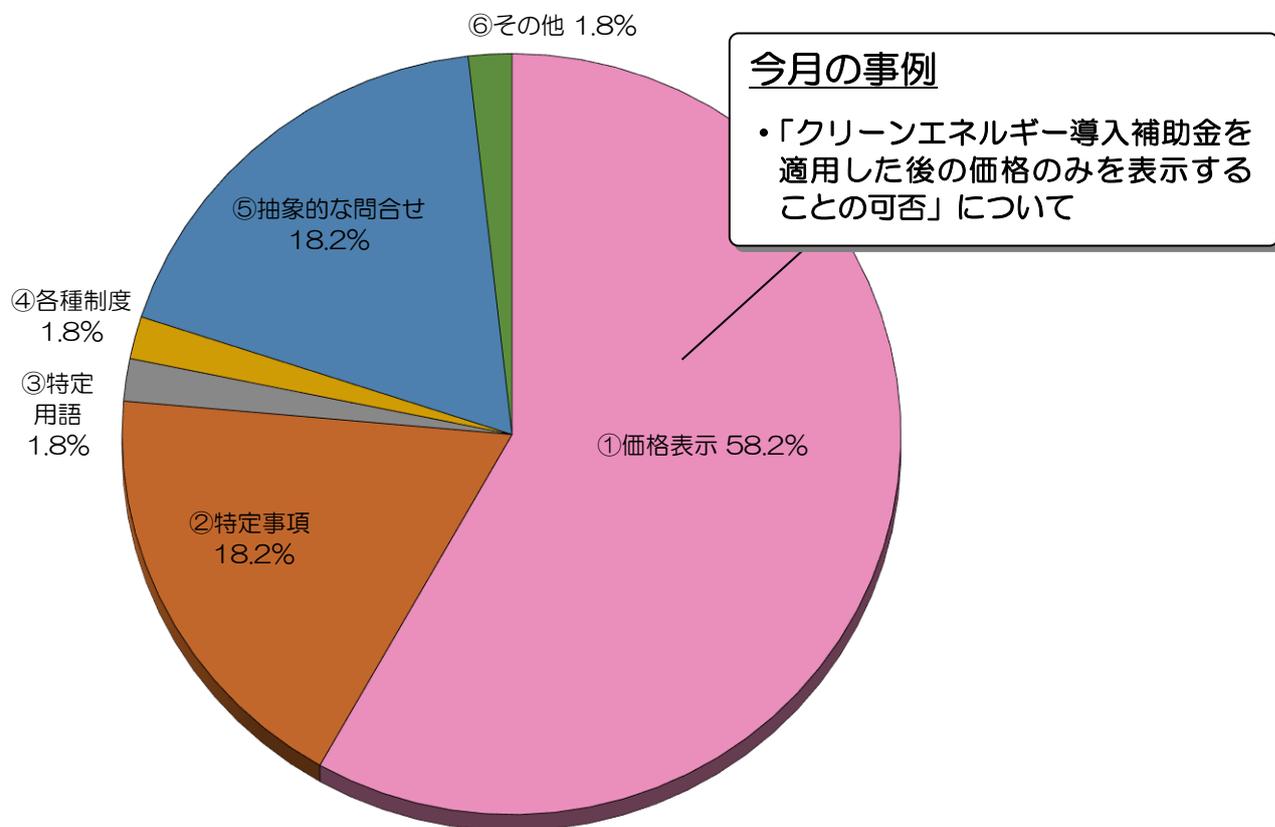
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	32	58.2%	③特定用語	1	1.8%
表示方法	7	12.7%	新発売等	1	1.8%
付属品・特別仕様	3	5.5%	④各種制度	1	1.8%
値引き表示	5	9.1%	補助金関係	1	1.8%
割賦・リース	15	27.3%	⑤抽象的な問合せ	10	18.2%
その他(価格)	2	3.6%	広告表現の可否	6	10.9%
②特定事項	10	18.2%	企画の可否	2	3.6%
燃費	5	9.1%	抽象的な問合せ	2	3.6%
写真・イラスト	3	5.5%	⑥その他	1	1.8%
特別仕様・限定	2	3.6%	合計	55	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	60.0%	期間延長	1	10.0%
オープン懸賞	1	10.0%	抽象的な問合せ	2	20.0%
			合計	10	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「クリーンエネルギー導入補助金を適用した後の価格のみを表示することの可否」について〕

Q. 電気自動車に関する広告を掲載する際、車両本体価格は表示せず、クリーンエネルギー導入補助金を適用した後の価格のみを表示しても問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

**スカーレットは補助金対象車！**  
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金利用で、  
**スカーレットEV G が 290万円**



Photo: スカーレット EV G

A. クリーンエネルギー導入補助金を適用した後の価格を表示する場合は、車両の販売価格（車両本体価格）及び補助金の額を明瞭に表示した上で、あくまでも参考として表示してください。

※「参考として表示」とは、広告掲載車の販売価格（本事例の場合、車両本体価格）の表示と文字の大きさを同等以下とするとともに、配色等にも注意するなど、広告掲載車両の販売価格より目立たないように表示すること。

【正しい広告表示の例】

**スカーレットは補助金対象車！**

**スカーレットEV G**  
**車両本体価格 370万円**



Photo:スカーレット EV G

**[参考] クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を利用した場合**

スカーレットEV G 車両本体価格 370万円	—	〇〇年度クリーン エネルギー自動車 導入促進補助金 80万円*2	=	参考価格 290万円
-------------------------------	---	---	---	---------------

※1 車両本体価格及び参考価格には保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。  
※2 ●本補助金制度は予算がなくなり次第終了となります。 ●登録後〇か月以内（消印有効）に補助金交付申請書を〇〇〇自動車振興センターへ提出することが必要となります。なお、年度末の申請期限は〇年〇月〇日（必着）となります。……………

【表示のポイント】  
クリーンエネルギー導入補助金を適用した後の価格を表示する場合は、車両本体価格及び補助金額を明瞭に表示した上で、参考として表示すること。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが28.6%、『必要表示事項』に関する問い合わせが25.7%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約54%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	35	85.4%	その他相談	4	9.8%
景品関係	2	4.9%	合計	41	100.0%

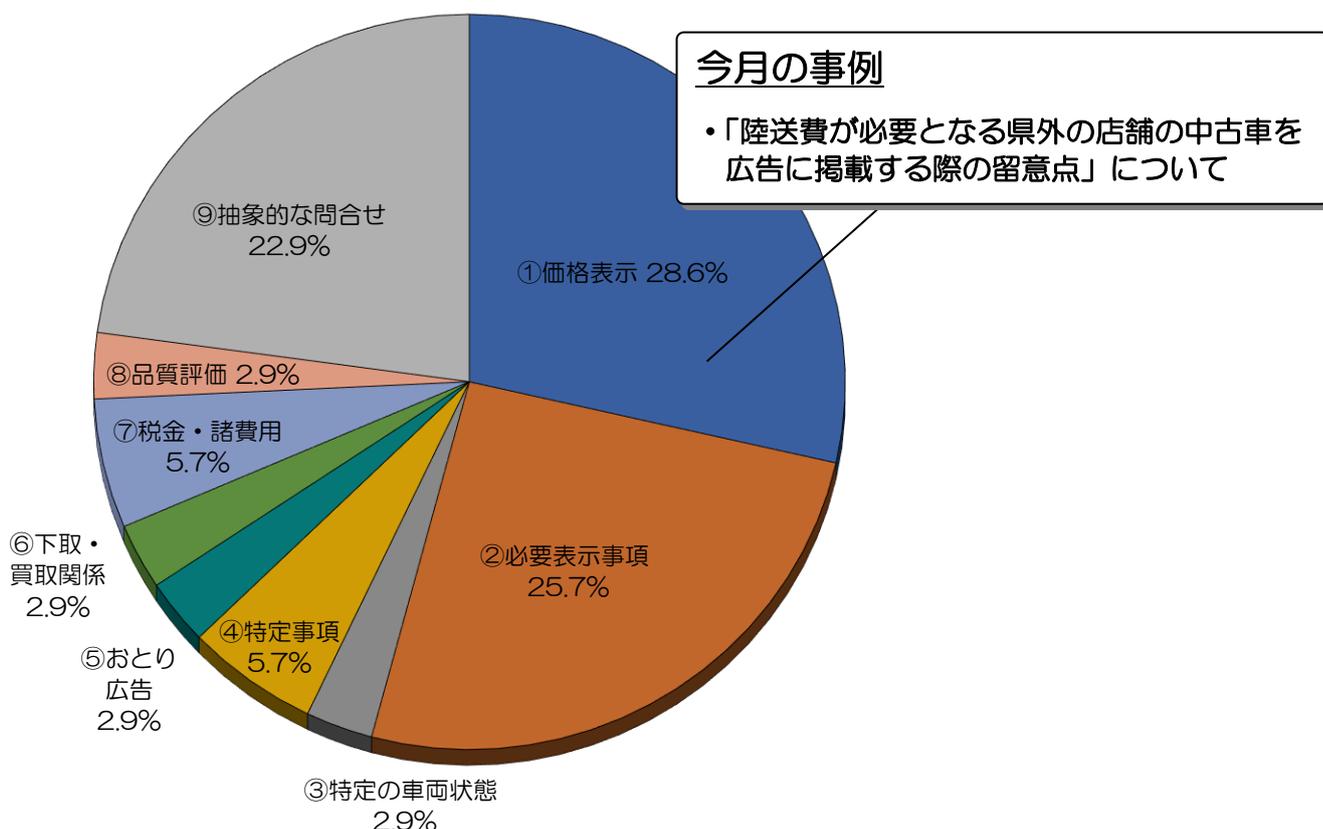
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	10	28.6%	④特定事項	2	5.7%
表示方法	2	5.7%	写真・イラスト 限定	1	2.9%
付属品・特別仕様	1	2.9%	⑤おとり広告	1	2.9%
値引き表示	3	8.6%	⑥下取・買取関係	1	2.9%
割賦・リース	3	8.6%	⑦税金・諸費用	2	5.7%
各種制度	1	2.9%	税金	1	2.9%
②必要表示事項	9	25.7%	諸費用	1	2.9%
車検証の有効期限	1	2.9%	⑧品質評価	1	2.9%
保証の有無	4	11.4%	⑨抽象的な問合せ	8	22.9%
整備実施状況	1	2.9%	広告表現の可否	3	8.6%
修復歴の有無	2	5.7%	企画の可否	3	8.6%
塗色	1	2.9%	抽象的な問合せ	2	5.7%
③特定の車両状態	1	2.9%	合計	35	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	100.0%	合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「陸送費が必要となる県外の店舗の中古車を広告に掲載する際の留意点」について〕

Q. 埼玉店が作成し、県内で配布する広告に、県外にある在庫車も掲載しようと考えていますが、県外にある在庫車を埼玉店で納車する場合や、現車確認のために埼玉店に移動する場合は、別途陸送費をいただく予定です。広告を作成する際の留意点について教えてください。

【問題となる広告表示の例】（前提：コートリ 1.3S と AFT-C1.5G は埼玉店の在庫車ではない）

★ ○ ○ 自動車(株) 埼玉店 TEL 000-XXX-0000 ★			
掲載車両は【全て】修復歴なし 3ヶ月3千kmの保証付(部分保証) 定期点検整備有(納車時) ※整備費用を価格に含みます			
 <p><b>72万円</b></p> <p>スカーレット1.5S 初度登録H27年 グリーン 検R5年3月 61千km <b>455</b></p>	 <p><b>110万円</b></p> <p>コートリ1.3S 初度登録R元年 イエロー 検切れ 27千km <b>733</b></p>	 <p><b>74万円</b></p> <p>AFT-C1.5G 初度登録H25年 ブルー 検切れ 80千km <b>333</b></p>	<p>全車リサイクル料金預託済。価格には預託金相当額が含まれていない為、別途申し受けます。 ○○○：車台番号下3桁 保険料、税金(消費税除く)、登録等に伴う費用は別途申し受けます。</p>

【問題点】

- ・在庫店舗名が表示されていないため、全ての広告掲載車が埼玉店の在庫車であるかのように誤認される。
- ・「表示価格は、在庫店舗で車両を引き渡す場合の現金販売価格のため、納車や現車確認の際に県外の在庫車を埼玉店に移動する場合は、別途陸送費が必要となる」旨及び「その額」が表示されていないため、全ての広告掲載車について、陸送費を支払わずに納車や現車確認ができるかのように誤認される。

A. 複数店舗の在庫車を広告掲載する場合は、広告掲載車がどこの店舗の在庫車であるか、明確に表示してください。(正しい広告表示の例「表示のポイント①」)

その上で、「表示価格は、各店舗で車両を引き渡す場合の現金販売価格のため、納車や現車確認の際に県外の在庫車を埼玉店に移動する場合は、別途陸送費が必要となる」旨及び「その額」を表示してください。(正しい広告表示の例「表示のポイント②」)

なお、納車や現車確認の際など、消費者からの依頼により他店舗にある車両を移動する際に「陸送費」を請求できるのは、商談の際に「別途陸送費が必要となる」旨及び「その額」について、消費者に事前に説明し、了解を得ている場合に限られます。

【正しい広告表示の例】

★ ○ ○ 自動車(株) 埼玉店 TEL 000-XXX-0000 ★			
掲載車両は【全て】修復歴なし 3ヶ月3千kmの保証付(部分保証) 定期点検整備有(納車時) ※整備費用を価格に含みます			
 <p><b>72万円</b></p> <p>スカーレット1.5S 初度登録H27年 グリーン 検R5年3月 61千km <b>455</b> <b>埼玉店</b></p>	 <p><b>110万円</b></p> <p>コートリ1.3S 初度登録R元年 イエロー 検切れ 27千km <b>733</b> <b>茨城店</b></p>	 <p><b>74万円</b></p> <p>AFT-C1.5G 初度登録H25年 ブルー 検切れ 80千km <b>333</b> <b>静岡店</b></p>	<p>全車リサイクル料金預託済。価格には預託金相当額が含まれていない為、別途申し受けます。 ○○○：車台番号下3桁 保険料、税金(消費税除く)、登録等に伴う費用は別途申し受けます。</p>

●表示価格は、各店舗で車両を引き渡す場合の現金販売価格のため、納車や現車確認の際に県外の在庫車を埼玉店に移動する場合は、別途陸送費(茨城店在庫車●万円、静岡店在庫車●万円)が必要となります。

表示のポイント①

表示のポイント②